

『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表（案件：2026年3月までの放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映並びに一部の一時保管エリアの名称及びBG程度の瓦礫等の保管運用方法の変更について）

目次	該当項目	理由
I 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、全体工程及びリスク評価に関する内容ではないため
II 設計、設備について措置を講ずべき事項		
1 原子炉等の監視	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、原子炉等の監視に関する内容ではないため
2 残留熱の除去	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、残留熱の除去に関する内容ではないため
3 原子炉格納施設雰囲気等の監視等	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、原子炉格納施設雰囲気等の監視等に関する内容ではないため
4 不活性雰囲気等の維持	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、不活性雰囲気等の維持に関する内容ではないため
5 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理に関する内容ではないため
6 電源の確保	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、電源の確保に関する内容ではないため
7 電源喪失に対する設計上の考慮	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、電源喪失に対する設計上の考慮に関する内容ではないため
8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理	○	2026年3月までの放射性固体廃棄物の想定保管量を踏まえ、十分な保管容量が確保されていることを確認し、適切な管理を行う必要があるため
9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、放射性液体廃棄物の処理・保管・管理に関する内容ではないため
10 放射性気体廃棄物の処理・管理	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、放射性気体廃棄物の処理・管理に関する内容ではないため
11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等	○	隣接する一時保管エリアの統合及びバックグラウンド線量率同等以下の伐採木一時保管エリアの保管物の変更による、敷地境界における実効線量の影響有無を確認する必要があるため
12 作業員の被ばく線量の管理等	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、作業員の被ばく線量の管理等に関する内容ではないため
13 緊急時対策	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、緊急時対策に関する内容ではないため
14 設計上の考慮	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、設計上の考慮に関する内容ではないため
① 準拠規格及び基準	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、準拠規格及び基準に関する内容ではないため
② 自然現象に対する設計上の考慮	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、自然現象に対する設計上の考慮に関する内容ではないため
③ 外部人為事象に対する設計上の考慮	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、外部人為事象に対する設計上の考慮に関する内容ではないため
④ 火災に対する設計上の考慮	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、火災に対する設計上の考慮に関する内容ではないため
⑤ 環境条件に対する設計上の考慮	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、環境条件に対する設計上の考慮に関する内容ではないため
⑥ 共用に対する設計上の考慮	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、共用に対する設計上の考慮に関する内容ではないため
⑦ 運転員操作に対する設計上の考慮	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、運転員操作に対する設計上の考慮に関する内容ではないため
⑧ 信頼性に対する設計上の考慮	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、信頼性に対する設計上の考慮に関する内容ではないため
⑨ 検査可能性に対する設計上の考慮	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、検査可能性に対する設計上の考慮に関する内容ではないため
15 その他措置を講ずべき事項	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、その他措置を講ずべき事項に関する内容ではないため
III 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項	○	隣接する一時保管エリアの統合及びバックグラウンド線量率同等以下の伐採木一時保管エリアの保管物の変更により、保安管理業務への影響有無を確認する必要があるため
IV 特定核燃料物質の防護	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、特定核燃料物質の防護に関する内容ではないため
V 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項に関する内容ではないため
VI 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項に関する内容ではないため
VII 実施計画の実施に関する理解促進	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、実施計画の実施に関する理解促進に関する内容ではないため
VIII 実施計画に係る検査の受検	-	放射性固体廃棄物等に関する内容であり、実施計画に係る検査の受検に関する内容ではないため